



JA住宅ローン

2段階固定金利(当初15年固定)



住宅新築・購入から増改築費用、借換のご相談まで!!

全期間固定金利で納得のあんしん!

当初15年間

16年目以降
ご返済完了まで

店頭基準金利

年 **1.00** %

店頭基準金利

年 **2.00** %

令和3年4月1日現在

さらにお子様お一人につき店頭基準金利から全期間、年0.05%の金利(最大3人、年0.15%)を引下げします。

◇金利引下げ対象となりますお子様は、お申し込み時点での年齢が0歳以上満18歳の誕生日以降最初に迎える3月31日までの方(妊娠中を含みます)です。

◎さらに、融資実行後にご誕生されたお子様につきましても、最大3人の範囲内で金利引下げをいたします。

但し、引き下げに関しましては、ご誕生後に窓口にて申請をしていただいた日から、最初に到来する約定返済日の翌日から引き下げ後の金利を適用致します。

一定の条件を満たす方は、保証料金利組込をご利用いただけます。

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

(ご利用に際しては、組合員加入のための出資が必要となります。)

詳しくはお近くのJA窓口までお問合せください



河北支所	TEL 0858-26-0541	関金支所	TEL 0858-45-3112	大栄支所	TEL 0858-49-1159	JA鳥取中央 http://www.ja-tottorichuou.or.jp
大鴨支所	TEL 0858-28-0841	東郷支所	TEL 0858-32-2114	東伯支所	TEL 0858-53-1615	
久米支所	TEL 0858-28-0641	羽合支所	TEL 0858-35-3009	赤碕支所	TEL 0858-55-1021	融資課
三朝支所	TEL 0858-43-0914	北条支所	TEL 0858-36-5346	本所倉吉担当	TEL 0858-23-3090	ローンセンター
						TEL 0858-23-3052
						TEL 0858-24-6427

「JA住宅ローン」(2段階固定金利)商品概要

令和3年4月1日

商品名	住宅ローン一般型	JA住宅ローン 100%応援型	JA住宅ローン 借換応援型
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員または組合員となる資格を有する方。 ●融資実行日の満年齢が20歳以上66歳未満の方で、最終返済時の満年齢※が80歳未満の方。 ※最終返済時の満年齢が80歳以上の場合であっても、親子リレー返済によりご利用いただくことも可能です。 ●勤続年数・営業年数が原則1年以上の方。 ●団体信用生命共済に加入が認められた方。 ●JA指定の保証機関の保証が受けられる方(別途保証料が必要になります)。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 		
お借入れ額	<ul style="list-style-type: none"> ●前年度税込年収が150万円以上ある方。(自営業の方は前年税引前所得とします) ●前年度税込年収が300万円以上ある方。(自営業の方は前年税引前所得とします) なお、同居される配偶者の方を連帯債務者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どちらか一方の所得が250万円以上であり、合算後の所得が350万円以上である方。 		
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込者またはその家族が居住するための次の資金および諸費用が対象となります。 ●現在、他金融機関等からお借入れ中の住宅ローンの借換資金とそれに伴う諸費用が対象となります。また、借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用が対象となります。 		
お借入れ利率	<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込者またはその家族が居住するための次の資金および諸費用が対象となります。 ●現在、他金融機関等からお借入れ中の住宅ローンの借換資金とそれに伴う諸費用が対象となります。また、借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用が対象となります。 		
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込者またはその家族が居住するための次の資金および諸費用が対象となります。 ●現在、他金融機関等からお借入れ中の住宅ローンの借換資金とそれに伴う諸費用が対象となります。また、借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用が対象となります。 		
担保・保証	<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込者またはその家族が居住するための次の資金および諸費用が対象となります。 ●現在、他金融機関等からお借入れ中の住宅ローンの借換資金とそれに伴う諸費用が対象となります。また、借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用が対象となります。 		
団体信用生命	<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込者またはその家族が居住するための次の資金および諸費用が対象となります。 ●現在、他金融機関等からお借入れ中の住宅ローンの借換資金とそれに伴う諸費用が対象となります。また、借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用が対象となります。 		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込者またはその家族が居住するための次の資金および諸費用が対象となります。 ●現在、他金融機関等からお借入れ中の住宅ローンの借換資金とそれに伴う諸費用が対象となります。また、借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用が対象となります。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●借入申込者またはその家族が居住するための次の資金および諸費用が対象となります。 ●現在、他金融機関等からお借入れ中の住宅ローンの借換資金とそれに伴う諸費用が対象となります。また、借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用が対象となります。 		